

訪問看護ステーション るぴなす

1 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションるぴなす
指定番号	新潟県指定 1560190488号
所在地	新潟県新潟市中央区高志2丁目20-10
電話番号	025-378-6663
管理者	山本 絵美子
営業日	通常、月曜から金曜まで。但し、国民の祝日、 8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
通常の営業地域	新潟市中央区・東区・江南区

2 事業所の職員体制

職種 職務の内容	員数
管理者(看護職員を兼務) 従業員、この規定を遵守させる為に必要な指導命令を行うと共に、適切な事業運営が行われるよう総括します	常勤1人
看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供を行います	常勤看護師4人 (管理者含) 非常勤看護師4人
事務員(ルピナス新潟の他事業所兼務) 事務職員は、事業の実施にあたって必要な事務を行います	常勤(兼務) 1人

3 事業の目的及び運営方針

居宅において、主治の医師が訪問看護を必要と認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とし、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。

4 利用料金

【医療被保険者証を持っている方】

※後期高齢者医療保険の方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢者医療被保険者証に記載
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の2~3割	

※ その他各種医療保険の場合は、各保険に基づいて請求いたします。

※ 医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

※ 営業時間外の訪問看護サービス：平日の営業時間外や休日の訪問は、上記料金のほか、別途3,000円追加となります。(1回につき、概ね1時間程度の訪問)

【介護保険をご利用の方】

①介護保険内：(基本単位×10%負担)

地域単位1単位=10.21円

サービス内容	円/回	備考
20分未満(夜間・早朝・深夜)	314単位/回	※ 20分未満の利用は、日中に30分以上の定期的訪問看護が行われている場合に算定します。 ※ 計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定。一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。
30分未満	471単位/回	
30分以上1時間未満	823単位/回	
1時間以上1時間30分まで	1128単位/回	
早朝・夜間加算 基本単位の25%増		
深夜加算 基本単位の50%増		
サービス提供体制強化加算	3単位/回	
緊急時訪問看護加算	600単位/月	
特別管理加算	250又は500単位/月	
ターミナル加算	2500単位/回	

※ 利用料金の総合計端数は、切り捨て計算となります。

准看護師の訪問看護は所定単位数の90/100算定となります。

※ サービス提供時間：夜間とは18時～22時・早朝とは6時～8時・深夜とは22時～6時の提供時間のことです。

※ 利用者負担額(1割)は、1回の訪問にかかる負担金額ですが、要介護度別介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

※ 緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専門の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能です。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。

②介護保険給付の対象とならない場合の利用料

サービス提供時間が、90分を超える場合(30分毎)	4,000円
---------------------------	--------

③その他の費用

訪問にかかる交通費	新潟市中央区・東区・江南区は不要 訪問看護に必要な交通費(介護保険の場合は実施地域を超える場合に徴収)
おむつ代	実費
ご遺体ケア料	10,000円 営業時間外の場合12,000円

④キャンセル料

※利用者からのサービス利用の中止については、前日の17時までに連絡し、予定されたサービスを変更・中止することができます。

※前日の17時以降のキャンセルについては、利用者に2,000円のキャンセル料を負担していただきます。

※止むを得ない事由により、当日のサービス変更・中止はそのつどご相談させていただきます。

5 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者に連絡します。

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 苦情処理の体制

措置の概要	
1	利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況
苦情担当窓口を次のとおり設置する。	
① 窓口設置場所	新潟市中央区高志2丁目20番10号 「訪問看護ステーション るびなす」事務室 電話番号 025-378-6663
窓口開設時間	午前8時30分から午後5時30分まで
対応者	山本 絵美子(管理者)
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順
1	相談及び苦情の対応 相談又は苦情があった場合、原則として管理者が対応する 管理者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を代表者に直ちに報告する
2	確認事項 相談又は電話については、次の事項について確認する 相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名(利用者がわかる場合)、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項
3	相談及び苦情処理の期限説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明する
4	相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。 ① 事業所内において、代表者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催する ② サービスを計画した介護支援専門員からの概要説明 ③ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う ④ 文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえで、文書を渡す ⑤ 苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで利用者を担当する居宅介護支援事業者または地域包括支援センター、市町村及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける ⑥ 事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る

2014年9月1日改訂

2019年10月1日改訂

2021年4月1日改定

2024年6月1日改定